

とくち

№. 285

昭和54年 (1979)

7 / 5

発行者 徳地町長

編集者 徳地町企画室

印刷所 今澄印刷



現場で熱心に受講する婦人研修生

徳地町婦人林業教室

6月9日山村開発センターで、徳地町林業経営婦人部の36名が出席し開講式が行われました。

この婦人林業教室は、県林政課の指導のもとに「林業経営における婦人のはたす役割」などについて、これから来年の2月まで15回にわたって研修が行われます。

7月	{ <table border="0"> <tr><td>5日</td><td>島地・串地区</td></tr> <tr><td>16日</td><td>出雲地区</td></tr> <tr><td>25日</td><td>八坂・柚野地区</td></tr> </table> }	5日	島地・串地区	16日	出雲地区	25日	八坂・柚野地区	於 各支所	} 心配ごと相談所開設 各会場とも10:00~15:00
		5日	島地・串地区						
		16日	出雲地区						
25日	八坂・柚野地区								
於 山村開発センター									
於 各支所									

町財政状況の公表

昭和五十三年度下半期(十月～三月)...

町の財政状況の公表は、町民各位に町財政の状況をお知らせして町財政の実態をご理解いただくため毎年五月・十一月の二回公表を行っているものであります。

今回は、昭和五十三年度下半期における予算の執行状況、その他参考事項をご報告申し上げ町民各位の町政に対するご理解と尚一層のご協力をお願い申し上げます。

昭和五十四年五月三十一日

徳地町長 長嶺政男

最近における地方財政は、ここ数年來の社会経済情勢の変化によつて大きな影響をうけ極めて厳しい環境下におかれています。地方公共団体においても、このような情勢に対処するため、あらゆる方策を検討して地域住民の福祉向上に努めているところであります。

私は現下の厳しい状況下にありまして昭和五十三年度下半期も住民福祉の充実に配慮しながら国の重要課題である景気のすみやかな回復に資するため、生活、生産基盤等の整備を中心とした公共事業の執行推進に留意しながら予算の配分に鋭意努力いたしましたところ昭和五十三年度一般会計予算は最終補正の結果、二六億七八八二万七千円を計上いたしました。その内訳は第一表に表示しています。

五十三年度予算の収入、支出の状況は、三月末現在のため収入において六五・六%支出においては七〇・四%となっております。出納を閉鎖する五月末までには予定通り執行できる見込みであります。最終的な収支の内容につきましては決算を公表する機会に報告させていただきます。

また、その他特別会計におきましては一般会計と同様に鋭意努力してまいりました。私も町政執行の責任者として行財政の健全な運営を推進し住民福祉の向上に尚一層の努力を傾注する所存であります。

住民の皆さんにおかれましては現況のきびしい財政事情をご察察頂きご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

第2表 昭和53年度予算収入及び支出の概況

1. 一般会計

(1) 収入

科 目	現 計		収入の概況		参 考
	予算額(A)	構成比(%)	9月末現在計	10月1日～3月31日計(B)	
1. 町 税	232,289	8.7	134,580	123,462	258,042 111.1
2. 地方税与税	27,000	1.0	6,678	9,191	15,869 58.8
3. 自動車取得税交付金	29,000	1.1	11,453	21,484	32,937 113.6
4. 地方交付税	913,135	34.1	626,346	303,480	929,826 101.8
5. 交通安全対策特別交付金	1,300	-	-	1,313	1,313 101.0
6. 分担金及負担金	56,184	2.1	14,602	21,497	36,099 64.3
7. 使用料及手数料	14,757	0.6	6,527	7,845	14,372 97.4
8. 国庫支出金	472,402	17.6	43,994	113,249	157,243 33.3
9. 県支出金	270,691	10.1	11,456	42,105	53,561 19.8
10. 財産収入	31,784	1.2	1,146	23,062	24,208 76.2
11. 寄附金	3,002	0.1	-	1,000	1,000 33.3
12. 繰入金	1,900	0.1	-	-	- -
13. 繰越金	38,771	1.4	38,772	-	38,772 100.0
14. 諸収入	191,412	7.1	39,019	83,945	122,964 64.2
15. 町債	395,200	14.8	-	70,100	70,100 17.7
合 計	2,678,827	100.0	934,573	821,733	1,756,306 65.6

(2) 支出

科 目	現 計		支出の概況		参 考
	予算額(A)	構成比(%)	9月末現在計	10月1日～3月31日計(B)	
1. 議会費	44,466	1.7	19,349	23,352	42,701 96.0
2. 総務費	379,604	14.2	140,179	138,769	278,948 73.5
3. 民生費	552,375	20.6	135,776	214,462	350,238 63.4
4. 衛生費	73,908	2.8	22,854	40,024	62,878 85.1
5. 農林水産業費	511,232	19.1	96,894	208,834	305,728 59.8
6. 商工費	5,837	0.2	2,022	2,218	4,240 72.6
7. 土木費	391,086	14.6	67,771	217,168	284,939 72.9
8. 消防費	41,454	1.5	8,881	21,377	30,258 73.0
9. 教育費	292,325	10.9	112,822	132,498	245,320 83.9
10. 災害復旧費	168,834	6.3	16,847	55,203	72,050 42.7
11. 公債費	213,417	8.0	104,047	105,594	209,641 98.2
12. 諸支出金	1,002	-	-	-	- -
13. 予備費	3,287	0.1	-	-	- -
合 計	2,678,827	100.0	727,442	1,159,499	1,886,941 70.4

表1表

昭和53年度一般会計予算補正の状況

区 分	金 額	補正後
当初予算	2,297,000	
9月定例会補正(第1号)	167,653	2,464,653
12月定例会補正(第2号)	155,557	2,620,210
3月定例会補正(第3号)	58,617	2,678,827
計		2,678,827

町債の状況 (54.3.31現在)

区 分	現在高
1. 一般公共事業債	13,241
2. 一般単独事業債	81,615
3. 公営住宅建設事業債	210,037
4. 義務教育施設整備事業債	54,707
5. 辺地対策事業債	144,179
6. 災害復旧債	120,360
(1) 単独災害復旧事業債	16,983
(2) 補助災害復旧事業債	103,377
7. 過疎対策事業債	546,524
8. 同和対策事業債	210,514
9. 財政対策債	30,400
10. 都道府県貸付金	29,270
11. 公有林整備事業費	322,900
合 計	1,763,747

一時借入金の状況

(単位：千円)	
昭和54年3月31日現在	170,000

3 住宅資金貸付事業特別会計

(1) 収 入

(単位:千円)

科 目	現 計		収 入 の 概 況			参 考 (B) (A) (%)
	予算額 (A)	構成費 (%)	9月末 現在	10月1日~ 3月31日	計 (B)	
1. 国庫支出金	5,858	18.8	—	—	—	—
2. 繰入金	—	—	—	—	—	—
3. 繰越金	1,319	4.2	1,320	—	1,320	100.1
4. 諸収入	6,671	21.3	62	3,411	3,473	52.1
5. 町債	17,400	55.7	—	16,200	16,200	93.1
合 計	31,248	100.0	1,382	19,611	20,993	67.2

(2) 支 出

(単位:千円)

科 目	現 計		支 出 の 概 況			参 考 (B) (A) (%)
	予算額 (A)	構成比 (%)	9月末 現在	10月1日~ 3月31日	計 (B)	
1. 総務費	419	1.3	91	140	231	55.1
2. 事業費	23,800	76.2	9,100	13,200	22,300	93.7
3. 公債費	5,729	18.3	2,765	2,964	5,729	100.0
4. 繰出金	1,300	4.2	—	—	—	—
合 計	31,248	100.0	11,956	16,304	28,260	90.4

4 福祉援護資金貸付事業特別会計

(1) 収 入

(単位:千円)

科 目	現 計		収 入 の 概 況			参 考 (B) (A) (%)
	予算額 (A)	構成比 (%)	9月末 現在	10月1日~ 3月31日	計 (B)	
1. 県支出金	1,954	36.7	—	—	—	—
2. 繰入金	1,127	21.2	—	—	—	—
3. 繰越金	8	0.1	8	—	8	100.0
4. 諸収入	2,233	42.0	—	1,156	1,156	51.8
合 計	5,322	100.0	8	1,156	1,164	21.9

(2) 支 出

(単位:千円)

科 目	現 計		支 出 の 概 況			参 考 (B) (A) (%)
	予算額 (A)	構成比 (%)	9月末 現在	10月1日~ 3月31日	計 (B)	
1. 総務費	167	3.1	—	—	—	—
2. 事業費	5,000	94.0	—	—	—	—
3. 公債費	155	2.9	63	92	155	100.0
合 計	5,322	100.0	63	92	155	2.9

5 交通災害共済事業特別会計

(1) 収 入

(単位:千円)

科 目	現 計		収 入 の 概 況			参 考 (B) (A) (%)
	予算額 (A)	構成比 (%)	9月末 現在	10月1日~ 3月31日	計 (B)	
1. 共済会費収入	127	2.0	92	2,259	2,351	1,851.2
2. 共済交付金	2,409	37.2	956	702	1,658	68.8
3. 繰越金	3,913	60.5	—	—	—	—
4. 諸収入	22	0.3	3,913	—	3,913	17,786.4
合 計	6,471	100.0	4,961	2,961	7,922	122.4

(2) 支 出

(単位:千円)

科 目	現 計		支 出 の 概 況			参 考 (B) (A) (%)
	予算額 (A)	構成比 (%)	9月末 現在	10月1日~ 3月31日	計 (B)	
1. 総務費	371	5.7	70	108	178	48.0
2. 交通災害共済事業費	2,750	42.5	928	541	1,469	53.4
3. 再共済掛金	2,750	42.5	2,692	18	2,710	98.6
4. 繰出金	600	9.3	—	—	—	—
合 計	6,471	100.0	3,690	667	4,357	67.3

2 国民健康保険特別会計

(事業勘定)

(1) 収 入

(単位:千円)

科 目	現 計		収 入 の 概 況			参 考 (B) (A) (%)
	予算額 (A)	構成比 (%)	9月末 現在累計	10月1日~ 3月31日	計 (B)	
1. 国民健康保険税	116,650	28.7	36,137	82,253	118,390	101.5
2. 使用料及手数料	20	—	6	38	44	220.0
3. 国庫支出金	231,382	56.9	85,714	80,735	166,449	71.9
4. 県支出金	1	—	—	—	—	—
5. 財産収入	1	—	—	—	—	—
6. 繰入金	1	—	—	—	—	—
7. 繰越金	57,957	14.3	57,957	—	57,957	100.0
8. 諸収入	585	0.1	136	981	1,117	190.9
合 計	406,597	100.0	179,950	164,007	343,957	84.6

(2) 支 出

(単位:千円)

科 目	現 計		支 出 の 概 況			参 考 (B) (A) (%)
	予算額 (A)	構成比 (%)	9月末 現在累計	10月1日~ 3月31日	計 (B)	
1. 総務費	40,868	10.1	7,557	29,711	37,268	91.2
2. 保険給付費	353,757	87.0	122,803	170,393	293,196	82.9
3. 保険施設費	350	0.1	350	—	350	100.0
4. 諸支出金	51	—	4	6	10	19.6
5. 予備費	11,571	2.8	—	—	—	—
合 計	406,597	100.0	130,714	200,110	330,824	81.4

(直診勘定)

(1) 収 入

(単位:千円)

科 目	現 計		収 入 の 概 況			参 考 (B) (A) (%)
	予算額 (A)	構成比 (%)	9月末 現在累計	10月1日~ 3月31日	計 (B)	
1. 診療収入	2,083	79.6	1,013	1,336	2,349	112.8
2. 使用料及手数料	5	0.2	—	6	6	120.0
3. 繰入金	330	12.6	—	—	—	—
4. 繰越金	197	7.5	197	—	197	100.0
5. 諸収入	1	0.1	—	—	—	—
合 計	2,616	100.0	1,210	1,342	2,552	97.6

(2) 支 出

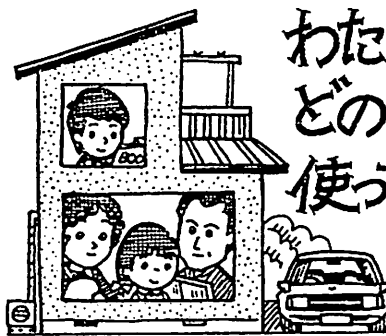
(単位:千円)

科 目	現 計		支 出 の 概 況			参 考 (B) (A) (%)
	予算額 (A)	構成比 (%)	9月末 現在累計	10月1日~ 3月31日	計 (B)	
1. 総務費	1,634	62.5	706	761	1,467	89.8
2. 医業費	801	30.6	304	350	654	81.7
3. 予備費	181	6.9	—	—	—	—
合 計	2,616	100.0	1,010	1,111	2,121	81.1

資源に乏しいわが国としては、文字通り、一滴たりとも石油をおろそかにはできません。
 わたしたちは、日常の生活でいたい、どれくらいのエネルギーを使っているのでしょうか。
 科学技術庁資源調査所がまとめた「ライフサイクル・エネルギー





暮らしを支える 石油

石油、電気、ガス——これらのエネルギーなしには、わたしたちの暮らしは一日たりとも成り立たないといっているでしょう。
 とくに、わが国の場合は、産業・輸送・民生すべてのエネルギー需給の約七割を石油でまかなっており、その石油の九九・七％は海外から輸入しています。
 わたしたちの暮らしを支えるエネルギーは、そのほとんどを輸入石油に依存しているのです。



わたしたちは毎日の生活で、どのくらいのエネルギーを使っているのでしょうか？ (石油換算)

親子4人の標準世帯 ●世帯主40歳、妻35歳、長男12歳、長女8歳
 ●木造1戸建住宅 3LDK(825㎡)に住む ●主な耐久消費財/自動車1台、クーラー1台 ●年収400万円

 衣 1人1日当り  牛乳びん 約1本分	 食 1人1日当り  牛乳びん 約5本分	 住 1人1日当り  牛乳びん 約6本分	 その他 1人1日当り  牛乳びん 約5本分
---	---	---	---



17 × 4 = 68

本分 人 本分



エネルギーを大切に!!

農業委員会 役員が きました

六月十一日改選後初の総会が行われ、次のとおり役員がきました。

○会長	小畑 吾作
○農政部長	貞弘 実雄
○県農業会議会議員	戸田岸正夫
○農地部長	藤原 末治
○会長職務代理者	山本 一美

(アイウエオ順・敬称略)

「これに関する調査研究」による試算では、家庭生活を営む上で、日本人一人一日当たり、牛乳びん約十七本分の石油を使っている勘定になります。

牛乳びん約十七本分の石油——これは電気やガスなど直接使うエネルギーだけでなく、住居や衣服、食料品など生活必需品を作るのに使われた間接エネルギーも含めて、石油に換算したもので、親子四人の標準世帯では牛乳びん約六十八本分に相当します。

これをもとに、全国民が一年間に使う家庭用エネルギーを計算しますと、石油換算で約一億五千万キロリットルになり、国全体の年間総エネルギー消費量の約四割に相当します。

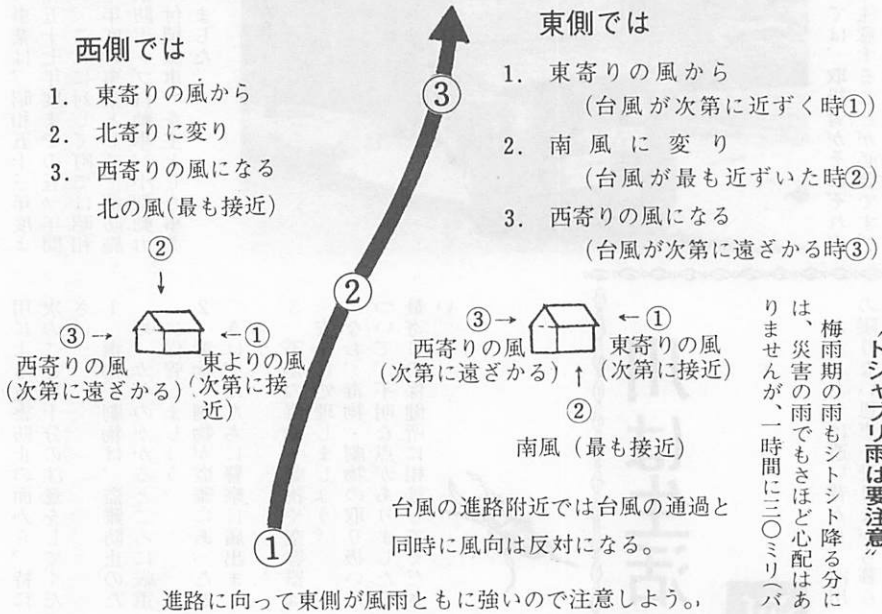


昭和47年7月災害

災害にそなえて

---これだけは知っておこう---

・台風の進路の東側と西側でこんなに違う風向



台風、集中豪雨の時期になりました。
「災害は忘れたころにやってくる」といいますが、日頃平穏に暮らしておきますと、災害時のおそろしさを忘れがちになります。いざというときにそなえて、つぎのことだけは知っておきましょう。

「台風は東側が強い」

台風は、時計の針と反対の方向に外から内へ向かって吹き込みます。

台風の進行につれ、進路に向かって東側が風雨とも強くなります。台風の東側に入るときは家の南側を、西側に入るときは家の北側を特に補強しましょう。

「ドシャブリ雨は要注意」

梅雨期の雨もシトシト降る分には、災害の雨でもさほど心配はありませんが、一時間に三〇ミリ(バ

風速と被害

風 速	被 害
10m	雨傘がこわれる。
15m~20m	取りつけの悪い看板やトタンが飛ぶ。小型船注意。上体を30度くらい傾けないと風に向かって歩けない。古い塀は倒れる。
25m~30m	屋根瓦が飛び樹木が倒れる。 雨戸がはずれ、全半壊家屋が増。
40m	客車が倒れる。小石が飛ぶ。 立って歩けないので、移動するときは這って動く。
50m	たいていの木造家屋は倒れ、樹木は根こそぎ倒れる。

ケツの水をひっくり返したようなドシャブリの雨)も降ったり、一日の降雨量が一五〇ミリ〜二〇〇ミリの超えるようなときは、山崩れやガケ崩れが発生しやすくなります。

- ・地下に住む小動物が家屋内にはいあがる。
- ・水田の水もちが悪くなる。
- ・井戸水、湧き水、ため池などの水が急にかれる。
- ・地鳴り、家鳴りがきこえる。

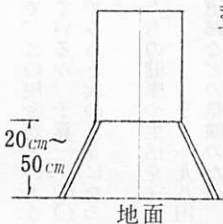
など日頃と変わったことが起こると注意が必要です。

「災害に対し特に注意したいこと」

- ・テレビ、ラジオの気象情報を聞く。
- ・異常を発見したらただちに役場や警察に知らせよう。
- ・避難の場所、経路は日頃から家族全員で話し合いよく知っておこう。
- ・避難の指示にはただちに従おう。
- ・避難先では責任者の指示に従がい、帰宅の指示が出るまで勝手に帰らないようにしましょう。
- ・避難をするときはガスの元栓、電気のスイッチを切り、火の元には特に注意をしよう。

「だれでもできる雨量観測」

- ・口径と底径が同じ大きさの容器を。
- ・建物など障害物のないところに地上から二〇センチ〜五〇センチの高さにおき。
- ・容器にたまった雨水の深さを計ります。
- ・時間雨量とは一時間に降った雨の量のこと、一〇ミリとは一センチの深さにたまったことをいいます。



昭和五十三年年度 消防施設等を 実施

この事業は、昭和五十三年度より昭和五十七年度までの五カ年間行われ、これに対して町では昭和五十三年度の事業として、消防施設(消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車)を主とした事業を行いました。

石油貯蔵施設立地対策事業

この事業(石油貯蔵施設立地対策等補助金交付対象事業)は、石油貯蔵施設の周辺地域住民の福祉の向上を図るため、特に必要があると認められる公共用の施設に対して、国が町に補助するものです。(徳地町は、徳山市の石油貯蔵施設に隣接していることよって交付されるものです。)

毒物・劇物の 取り扱いは 慎重に!

毒物及び劇物は比較的少量で、人や動物に危害を与えるものです。その使用される範囲は各種化学工業用・農業用また、一般家庭で使用される洗剤・衣料用殺虫剤にいたるまで広く使われています。このように毒物・劇物の種類は多く、その用途はきわめて広い範囲にわたるもので、その取り扱い



については、取扱者がそれぞれの立場で注意することが必要です。しかし、まだ安易に取り扱われている場合が少なくなく、工場内事故、農薬中毒事故、誤用による事故などがあつてはなりません。特に最近では、クロルピクリンを悪用した事件、また、東京・大阪における青酸コーラ殺人事件、盗難事件などが発生し、新たな社会問題となつていきました。毒物劇薬取扱者はもちろんのこと一般家庭においても、盗難・誤

- 1 毒物・劇物は、盗難防止のため、カギのかかるところに厳重に保管しましょう。
- 2 毒物・劇物が盗難にあつたときは、ただちに警察に届出ましょう。
- 3 不要の毒物・劇物や空容器は安全に処理しましょう。なお、毒物・劇物の取り扱いについて、不明点がありましたら最寄りの保健所に相談してください。



川は生活のオアシス

河川愛護月間

わたしたちは遠い昔から、河川の限らない恩恵を受けながら暮らしを立ててきました。のどの渇きをいやし、魚を食べかんがえ用水として使い、交通・運搬の手段に役立て、産業に利用し……いつの時代にも、わたしたちは河川と深いつながりを持つて生活してきました。河川は、わたしたちが生きていく上で欠かせない貴重な自然環境の一つです。しかし、わたしたちの生活の場

税金は みんなのために 使われる

国や地方公共団体は、わたしたちの健康で快適な生活を保障するために、いろいろな活動を行っています。例えば、社会福祉の充実、住宅や道路の整備、教育や科学の振興など、その活動は幅広い分野にわたっています。これらの活動に必要な費用は、わたしたちの納めた税金で賄われているのです。つまりこの社会共通の経費としての税金は、みんなの豊かな生活のために使われているのです。

- 国や地方公共団体は、わたしたちの健康で快適な生活を保障するために、いろいろな活動を行っています。
- わたしたちの健康や生活を守るために
 - ……一九八円
 - 住宅や道路などの整備のために
 - ……一六九円
 - 教育や科学技術の振興のために
 - ……一一一元
 - 地方財政の援助のため
 - ……一五五円
 - 国債の償還や利子支払のため
 - ……一〇六円
 - 国土の防衛のため
 - ……五四円
 - その他、物価安定などのため
 - ……二〇七円



憩いの場として親しまれ、利用された河川がゴミの不法投棄や汚濁水の放流等によりその美しさが損われ、さらには海域にまで影響をおよぼそうとしています。河川のもつ美しい自然環境は先祖から受け継がれた、かけがえのない遺産であり、この美しい自然を守り次の世代に引き継ぐことはわたしたちの任務です。七月は「河川愛護月間」です。県下各地において、河川の清掃活動が住民運動として定着してき

ており、佐波川においても昨年は防府市で約六〇〇人、徳地町においても、堀中学校、中央小学校の生徒、佐波川漁協徳地支部会員の参加により清掃を行っております。生活のオアシスである河川……手足をひたし、野草をつみ、レクリエーションの場でもある河川を汚さないように、わたしたちの手で守りぬきたいものです。

昭和54年度 徳地町成人大学講座

期 日	曜 日	講 義 の 内 容	講 師	会 場	時 間
1	6月29日	開 講 式 徳地町農業の実際と問題点	徳地町農業者用所長 山田 高史	島地公民館	19:30 21:00
2	7月4日	水 地域農業づくり	山口県農業指導員 岩 瀬 平	＊	19:30 21:00
3	7月17日	火 稲作の生理	山口県農業研究所 平 城 虎 男	＊	19:30 21:00
4	7月19日	水 土つくりと肥料	山口県農業研究所 荻 原 廣	＊	19:30 21:00
5	7月30日	土 閉 講 式 反省と今後の課題	徳地町農業用所長 山田 高史	＊	19:30 21:00

社会教育だより

事業ご案内

ふれあう心
活力ある体
あすをひらく文化

徳地町青少年教育キャンプ

共 催・徳地町子ども会育成会
期 日・七月十四日～十五日
場 所・長者ヶ原キャンプ場
指 導 者・町少年団指導者等
対 象 者・中学・高校生
参 加 人 員・五十人程度(七日メ切)
受 講 料・千円と米五合

バドミントン教室

日 時・七月六日(金)～九月十日(月)
十九時三十分～二十一時三十分(毎週月・金曜日二十回)
場 所・中央小学校講堂
参 加 対 象・町内在住者・勤務者
年 令・男女を問わない
受 付・七月二十日(金)まで

同和教育指導者養成講座

日 時・七月十三日・七月二十四日
十一月十四日・十二月十四日
午 後 一 時 ～ 四 時
会 場・山村開発センター中会議室
対 象・団体役員等のうち未受講者
共 催・徳地町同和教育推進委員会

自治会報

昭和53年から部落組織の改善が進められ、駐在員制度から部落會長制度への移行を通じて、民主的自主的で連帯感のある部落運営をめざしております。

部落自治会は、住民の親睦、相互扶助を深め、地域の振興と福祉の増進をはかり、もって明るく住みよい部落づくりをすることを目的としています。

一、生活環境の便益に関する事
一、部落住民の保健に関する事
一、町行政への協力に関する事
等を事業として行なうわけですが、こうした自治意識の高揚・明るいふるさとづくりに、部落会長さんの中核的役割を、よく期待しているところでは、

島地地区では、「部落自治会連絡協議会」が結成され(五月九日第二回総会)自治についての認識を高め合うと共に、部落相互の連携協調・共和の活動を進めています。

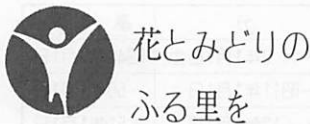
中四国地区社会教育委員
研究大会に参加して(丸亀市)

一、国立社会教育研究所長の記念講演では、「生涯教育は各方面で盛んに又多様に行われているが、将来展望としては社会教育行政及び学校教育との連携や公民館の市広い活用、社会人集団による自主学習などによって益々充実して行わ



島地歩こう会▶

“早朝のさわやかな空気を吸って歩け歩け”
昭和53年11月26日から現在まで60回歩きました。今16人の同人がいます。毎週水・日曜の朝6時30分から歩き始めます。コースは宮の前集会所から大久保橋までの約2kmで、小雨でも歩きます。参加をお待ちします。(歩け走ろうグループの活動)をご連絡ください。



花とみどりの
ふる里を

歩こう 走ろう

体力づくり

5月12日(土)▶

婦人体力テスト



町内の婦人50人が集い、栄養推進の学習をした後、四つの年代層グループに分かれて、「体力テスト」を行いました。ジグザグドリブルや垂直とび、競歩などで汗を流しました。

れる必要がある。」ということで大変感銘を受けました。

二、青少年健全育成の分科会では、家庭・社会の環境整備が必要であり、調査・研究・計画に基く実態に即した実践活動が重要である。更に社会における成人の生活意識態度などが青少年に強く影響すること自覚し、その生活姿勢を正すことが強調されました。(福田)

青少年団体指導者研修会

(石城山青少年宿泊訓練所)

一、第一日は各青年団体の実状と、これからどう活動して行くべきかを協議し、次に「現在社会と青年」というテーマで、身体障害者と音楽を通じて心のふれあいを求めるボランティア活動の実践報告がありました。

二、二日目は「人間の生きがい」

「青春をどう生きるか」をテーマに討議しましたが、この無限の課題は我々戦後派青年にとつてなかなか突破しがたいテーマに感じられました。しかし「何かをやらう」「何かをやらなければならぬ」と、言葉につまりながらも自分の考えをぶつけ合いました。後期(油谷町)研修を期待しています。(原)

加入の申出ができるのは、今年いっぱいです。



加入時期をのがし加入できなかった後継者の皆さん、いまからでも加入できます。

このたびの制度改正により、これまでに加入期限がすぎたまま加入できなくなっていた「後継者」にも今年(昭和五十四年)限りで、一定の要件に該当する場合には、加入できるよう救済措置が講ぜられました。

加入できる人は大正八年七月三日から昭和十五年一月一日までに生れた一定の要件に該当する後継者の方です。

農業者年金とは

農業者年金に加入すると、加入者が老齢になって、他の農家や自分の後継ぎに経営移譲をした場合は、経営移譲年金が六〇歳から六六歳後に経営移譲をしたときは経営移譲のときから(終身支給されず)。また、経営移譲をしてもらなくても六五歳以後は農業者老齢年金が支給されます。

救済される後継者は

次の①から⑤までに掲げる要件のすべてに該当する人です。
あなたが、これに該当するかどうか調べてみてください。

④救済対象者の要件(加入の申出ができる人)

①大正八年七月三日から昭和十五年一月一日までの間に生まれたこと。

②①に該当する人は、まず次の表であなたの「基準日」をお調べください。

区 分	基 準 日
大 8年7月3日～大 9年1月1日生	昭49年7月1日
大 9年1月2日～昭11年1月1日	◇50年1月1日
昭11年1月2日～◇12年1月1日	◇51年1月1日
◇12年1月2日～◇13年1月1日	◇52年1月1日
◇13年1月2日～◇14年1月1日	◇53年1月1日
◇14年1月2日～◇15年1月1日	◇54年1月1日

基準日は、上の表の左欄の生年月日ごとの右欄の日です。

さて、あなたの基準日に、
○あなたの父母、祖父母又は養父母が自分名義の五〇アール以上の農地等の農業経営主であったかどうか。

○あなたは、基準日まで引続き三年以上農業に従事していたかどうか。

これらに該当していることです。
③あなたが、この救済措置による加入を申し出る日に、次の要件を満たしていること。

ア、六〇歳未満であること。

イ、②に記載してある「あなたの父母、祖父母又は養父母で基準日に自分名義の五〇アール以上の農地等の農業経営主であった人(これを「特定農業者」といいます)が、加入の申出日にも農業経営主である場合には、その特定農業者から農業の後継者として指定された人(一人に限られます)であること。

ウ、特定農業者が、加入の申出日には農業経営主でなくなっている

場合には、基準日に特定農業者が耕作していた特定農業者名義の農地等の二分の一をこえる部分について、あなたが権利をもち、農業経営主となつていくこと。

④基準日から申出日まで引き続き国民年金の被保険者であったこと(出稼ぎ等で被用者年金に短期間加入した人には特例があります)。
⑤以上の①から④までに該当して

農業者年金についての お申し込み、ご相談は

農業者年金の事業は「農業者年金基金」が行っていますが、多くの具体的事務は農業委員会や農業協同組合に委託されて行われております。農業委員会や農業協同組合にお問い合わせください。

給を受けたことがある。

救済の対象となる後継者は以上の要件に該当する人ですが、なお、特定の場合には、この救済措置による加入のできない場合があります。くわしくは、農業委員会又は、農協にお問い合わせください。

加入の申出などの手続は
⑥加入の申出ができる期間は
昭和五十四年七月一日から十二月三十一日までの六ヵ月です。この期間内に、農協の窓口で手続をしてください。

(注)大正八年七月三日から大正九年一月一日までの間に生れた人は、六〇歳の誕生日の前々日までに加入の申出をしなければなりませんので、注意してください。

第二九回 社会を 明るくする運動 7月1日～31日

最近青少年による非行が増加するなかで、特に低年齢層の少年による非行が目立ち、遊興的、享乐的な動機による万引、自転車・オートバイ等の乗物盗、薬物乱用や学校内における集団暴力等の非行が多発しております。

家庭、学校、職場、地域社会とそれぞれの場で共に手を携えて、理解を深め、明日をになう青少年の非行防止と健全育成のために、下記の三つの項目について運動をすすめていくことにしております。

国民年金だより

このチャンスを生かそう

無年金者とならないために

特例納付はあと一年間で
締切られます

特例納付とは

国民年金は、老齢、障害、死亡の事故について給付を行いますが、条件として、国民年金に加入し、一定の納付要件がなければ支給されません。

そこで、今まで国民年金に当然加入しなければならぬのに加入していなかったり、また、当然加入した人でも、保険料納入が二年以上遅れたため時効となり、納めるチャンスが失った期間がある人は、納付要件がなく、無年金者となる場合がでてきます。これら無年金者の救済対策として、特例納付制度がつけられました。

特例納付とは、五十五年六月三十日までに、時効になり納めるチャンスを失った期間について、当然加入の人は、一カ月四千円の保険料で納めることができる制度です。

もう一つのチャンス

老齢年金の年金額は、保険料を

納めた月数により計算されるので、多く納めれば多くの年金額が受けられるということになります。

そこで、無年金者となる人だけでなく、一定の納付要件を満たしている人でも、保険料納入が時効となった期間がある場合は、この特例納付を活用し、より多くの年金額にするチャンスでもあるわけです。

国民年金についてのご質問がありましたら、国民年金係へお問合せください。(有免三)

お知らせ

宿直・日直員を募集しています

役場では、本庁の宿直・日直員を募集しています。

ご希望の方は総務課職員係(有免三)へ申込んでください。

勤務場所
町役場本庁

勤務内容

宿直 午後五時から翌朝午前八時三〇分まで
日直 午前八時三〇分から午後五時まで(土曜

募集人員

若干名 日直員・男女を問いません。

宿直員・男性にかぎりませ

賃金

宿直 二、五〇〇円
日直 三、〇〇〇円
(土曜日二、五〇〇円)

狩猟免許の講習・審査の実施

日 時

七月二十七日、二十八日
午前九時より

場 所

山村開発センター大集会室
講習及び審査を受けることが出来る者

昭和五十三年度に狩猟免許を受けていた者

狩猟免許申請書の提出期限
実施日の十日前まで

日にあつては午後十二時から午後五時まで

狩猟免許申請書等の提出先

各地区の幹事または、林務課

提出書類

狩猟免許申請書(申請用紙は各地区の幹事・林務課にあります)

銃砲刀剣類所持許可証(ない者は、医師の診断書)

写真、六カ月以内に撮影したもの(タテ三・六センチヨコ二・四センチ)

手数料 一、五〇〇円の手口県証紙

防府市民

夏期大学の開催

防府の文化を高める会では、次の日程で防府市公会堂において、市民夏期大学を開催します。多数のご聴講を希望されています。

七月二十八日(土) 閑話休題 俳優 フランキー堺さん

八月二日(木) 元祿のころ、西鶴と芭蕉 早稲田大学教授 神保 五彌さん

八月九日(木) 親子の対話 樋口 恵子さん

八月十一日(土) スポーツ放送・海外見であるき NHKチーフアナウンサー 羽佐間正雄さん

八月二十七日(月) 味のある話 俳人 楠本 憲吉さん

(いづれも午後七時〜八時三十分まで) 受講券 会員七〇〇円 一般券 一、一〇〇円 学生六〇〇円

当日(一回券)六〇〇円 問合せ先 防府市文化福祉会館 (TEL〇八三五・三二一五〇〇)

SLからのお願い



SLが8月1日から全国でただ1ヶ所、山口線で運転されることになりました。

SL運転の安全確保等について皆様方のご協力をお願いします。

- 見物をするとき 写真を撮るとき 線路内には絶対に入らないようにしましょう。
- 周囲の安全をよく確かめましょう。
- あき缶・ゴミ・タバコの吸い殻等は絶対に投げずてないようにしましょう。
- 田舎に入らないようにしましょう。



主唱 徳地町 徳地分区保護司会 徳地町厚生保護婦人会 徳地町社会福祉協議会



写真は、このたび表彰をうけた柚木小子ども郵便局代表の齊藤敦子さんと水上校長

おめでとう 子ども郵便局、表彰を受ける

郵政大臣表彰(柚木小) 中国郵政局長表彰(串小)

6月16日山口市湯田簡易保養センターにおいて、柚木小、串小の子ども郵便局の代表が出席し表彰式がありました。

柚木小子ども郵便局は、昭和34年から20年間にわたり、児童全員(現在45名)が協力しあって子ども郵便局をつづけてきました。



山口県わさび生産者団体連絡協議会 第2回 通常 総 会

6月5日山村開発センターで、県下のわさび生産者の代表40名が集い、第2回の通常総会が開催され、昭和54年度の事業計画や予算など審議したのち、優良わさび田の現地視察を行ないました。

交通安全標語の募集

テーマ 自分の目から見た交通安全

募集期間 七月十日～八月三十日
応募方法 一般・児童生徒のみならず、さんによる自作、未発表のもの。作品には、住所、氏名、職業(学校名)、年令を記入

提出先 徳地警部派出所内防府交通安全協会徳地支部
審査 優秀作品五点を選出
町長賞、議長賞、防府警察署長賞、防府交通安全協会長賞、同徳地支部長賞の各一点

発表 広報とくちにて発表
優秀作品については、名人入りで看板を作成し町内に立て安全運動に役立っています。

主催 防府交通安全協会徳地支部



▽一万円

大宇岸見字麻生 國貞数雄さんから、ご奥様、故清子さんの香典返しの一部として

▽二万円

大宇八坂字三谷川中 田中米人さんから、ご奥様、故ヒサヨさんの香典返しの一部として

▽二万円

大宇島地字上市 原田哲男さんから、ご尊父様、故文治さんの香典返しの一部として

▽二万円

大宇伊賀地字古森 山本峯子さんから、ご尊父様、故鶴松さん

んの香典返しの一部として
▽一万円

大宇堀字須路 井本和夫さんから、ご祖父様、故秀由さんの香典返しの一部として

▽二万円

大宇堀字堀 金子喜久江さんから、ご母堂、故ツルコさんの香典返しの一部として

いづれも、ありがとうございます。社会福祉事業に役立させていたいただきます。

さなみ短歌会

六月号

三木 秋水 選

桑原 スマ子
目覚めれば吾子の遺影と語らいつ香たく吾の朝のはじまり

滝田 雅子
入試発表見に行きし孫の電話待ちすべく嫁と炬燵に向き合ふ

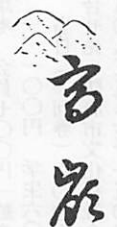
植木 秀子
山あいにかすみたなびき今朝も又最盛期なる稚芽とりに入る

田中 玉恵 選

山下 慶州
百年の風雨に耐へし薬師堂解けし跡地に木瓜の咲きたり

松原 その
春雨の晴れて柳の芽の未く初出勤の靴は光れり

佐古 安子
帰り来て脱ぐ地下足袋は春山の落葉のしめり温もりを持つ



三二九号より
大中 祥生 選

松原 その女
鎌を振る力みなぎる鯉職

佐藤 武男
暁の手鉤鋭し桜鯛

田中 案山
れんげ田に上棟の餅とびにけり

赤木 玉汀
土井 青城子 選

朝寝して繋がらぬ夢繋ぎある豊かなる胸を責めけり茶摘菟

山崎 香月
杉植える高きに聞こゆ水の音

お詫び

七月号での町民意識調査の公表は都合により次号にのせます。ご了承ください。

町の人口

(5月末日現在)	前月対比
世帯数 3,408世帯	+12世帯
人口 11,743人	-22人
男 5,754人	-8人
女 5,989人	-14人
自然増減 0人 (出生10人 死亡10人)	
社会増減 △22人 (転入26人 転出48人)	
資料…住民基本台帳調べ	

649